

下水道接続ガイドライン

～ 排水設備の工事をするときには ～

はじめに

鯖江市では、公衆衛生の向上および公共用水域の水質保全を図ることを目的として、「公共下水道区域」と「農業集落排水区域」の二つの下水道区域が整備されています。

下水道区域内で、住宅・事業所・工場等の施設の排水を下水道本管に接続^(注)するときは、使用者（申請者）は条例に基づき、「排水設備等工事台帳」の提出が義務付けられています。

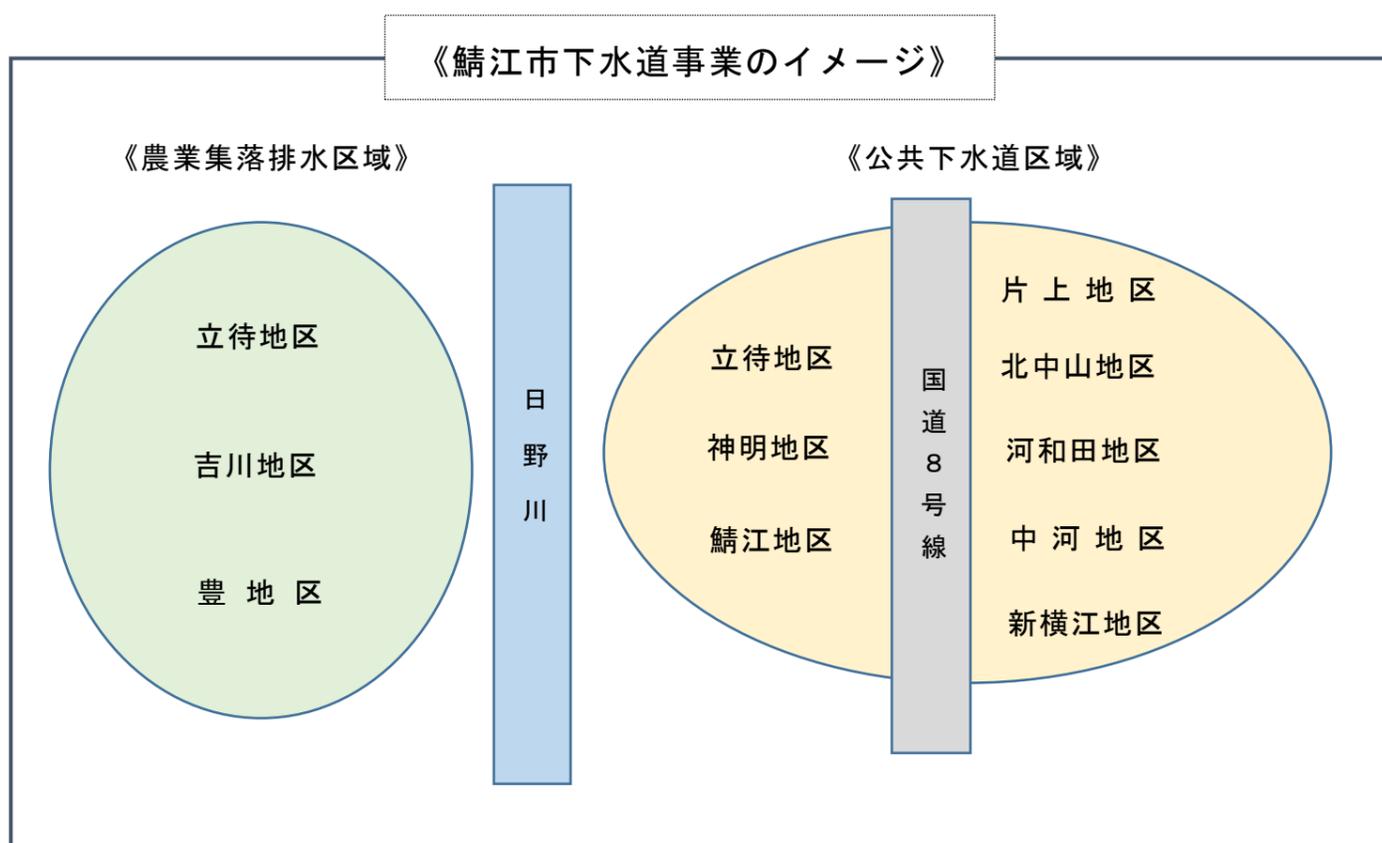
(注) 農業集落排水区域内は、工場排水を接続することはできません。

排水設備の工事をするときには、このガイドラインをご一読いただき、必要な手続きを行うようお願いいたします。

なお、下水道接続に関してご不明な点がある場合は、「鯖江市上下水道お客様センター」（以下、「お客様センター」と言います。）へお問い合わせ下さい。

鯖江市上下水道お客様センター

鯖江市西山町13-1 ☎0778-53-2237

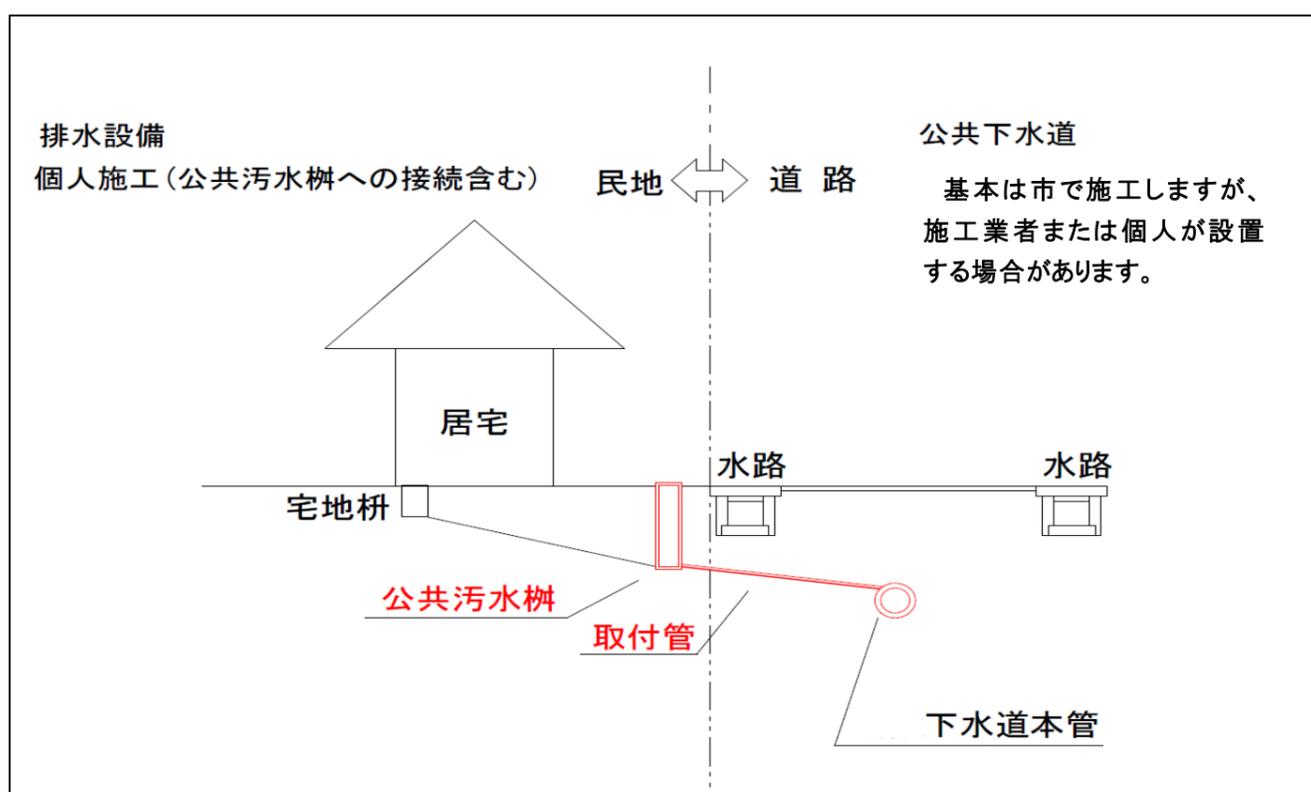


目 次

I	排水設備のイメージ図	3 ページ
II	下水道本管への一部接続について	3 ページ
III	地下水等を利用される場合	3 ページ
IV	工事を依頼してからの流れ	4 ページ
V	「排水設備等工事台帳」の記載要領	7 ページ

下 水 道 関 連 用 語	
排水設備	<p>住宅や事業所・工場等の施設から出る汚水を排出するための設備（排水管や汚水枡など）を言います。</p> <p>（個人が設置します）</p>
宅地枡（汚水枡）	<p>排水管と排水管を接続するために使用される点検口のことを言います。</p> <p>排水管のメンテナンスのための役割を有しています。</p> <p>（個人が設置します）</p>
公共汚水枡（最終枡）	<p>敷地内の排水がすべて合流する枡のことを言います。</p> <p>合流した排水は道路下に埋設されている下水道本管に流れます。</p> <p>（市が設置します）</p>
排水設備等工事台帳	<p>下水道本管へ汚水を流す排水設備を設置する人（使用者）が、接続の申請をするために鯖江市（お客様センター）に提出する書類です。</p> <p>表面に申請内容、裏面に設置する排水設備の図面を記載します。（7 ページを参照）</p>

I 排水設備のイメージ図



II 下水道本管への接続について

敷地内の排水設備から排水された汚水は、すべて公共污水枡を通じて下水道本管へ接続してください。

なお、トイレの汚水のみなど、一部だけを下水道本管に接続することは認められていません。

III 地下水等を利用される場合

下水道本管へ排水された汚水は下水処理場で汚水処理を行います。下水道使用料はその処理費用に充当されます。

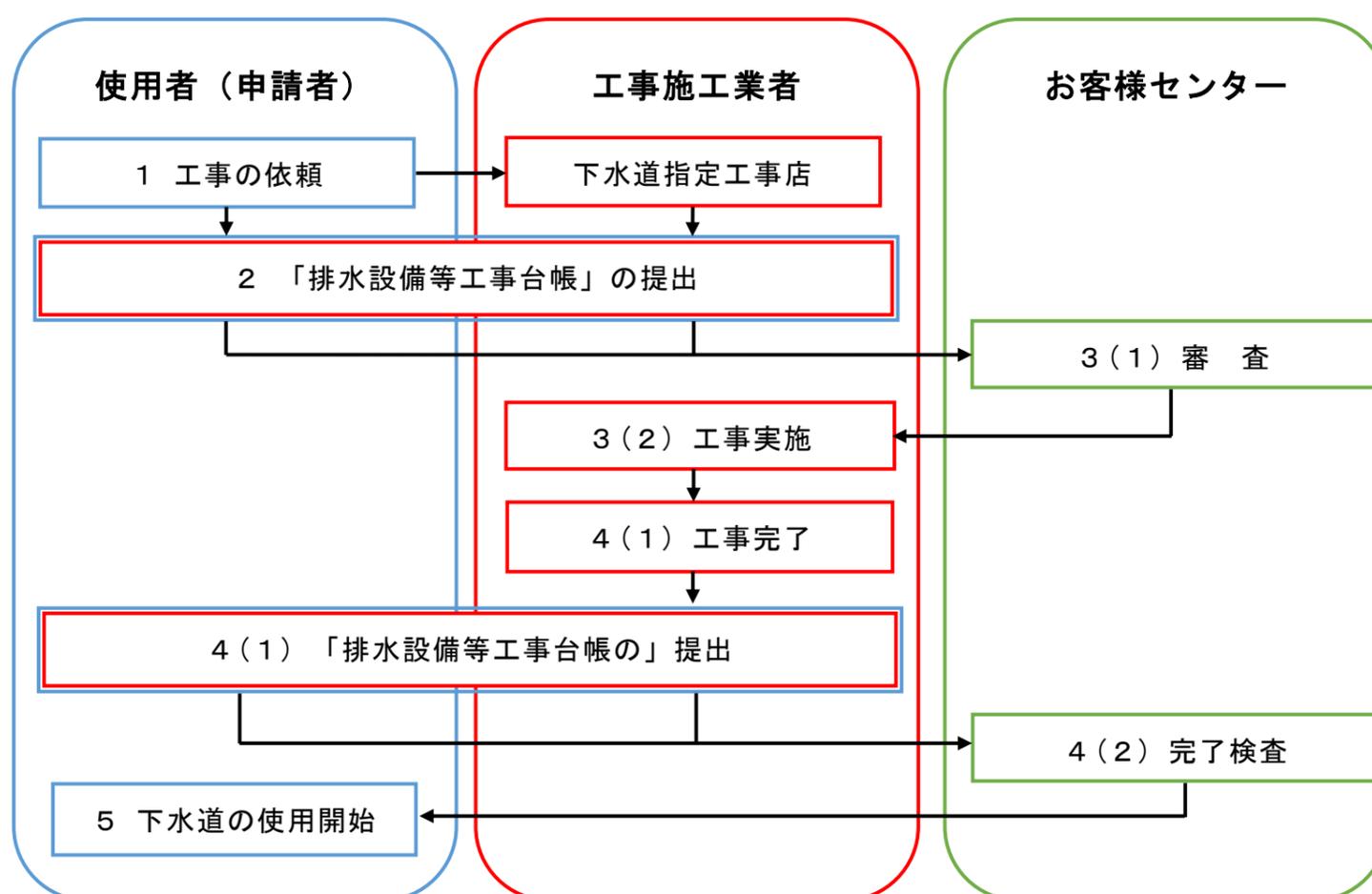
このため、地下水など水道水以外の水を下水道本管へ排水する場合でも、下水道使用料が発生します。

地下水等を下水道本管に接続する場合は、必ず「排水設備等工事台帳」をお客様センターへ提出してください。

なお、この場合、使用者のご負担で、地下水等に専用の水量メーターを設置^(注)する必要があります。

(注) 水量メーターは、計量法の定めにより8年の有効期間に合わせて取替えを行わなければなりません。また、その取替えのための費用は使用者の負担となります。

IV 工事を依頼してからの流れ



1 工事の依頼（施工業者の選定）

下水道本管に汚水を排出するためには、必ず鯖江市指定の下水道指定工事店（以下、「指定工事店」と言います。）に、排水設備等の工事を依頼してください。

依頼する際には、工事の内容や工事期間、金額等の説明を十分に確認してから工事の手続きを進めてください。

2 「排水設備等工事台帳」の提出

排水設備の工事を行う前には、使用者（申請者）はお客様センターに「排水設備等工事台帳」を提出する必要があります。

「排水設備等工事台帳」は、指定工事店に依頼した場合にその指定工事店で作成・提出する場合がありますが、使用者（申請者）が署名する必要があることから、使用者（申請者）と指定工事店の双方で記載内容を確認し、お客様センターへの提出漏れがないようご注意ください。（「排水設備等工事台帳」の記載要領は7ページを参照してください）

なお、「排水設備等工事台帳」が提出されないまま、汚水を下水道本管に排出している状態が続いた場合は、使用開始日にさかのぼって下水道使用料が請求されることとなりますのでご注意ください。

以下の工事を行う場合には、「排水設備等工事台帳」の提出が必要となります

- 1 新築・増改築に伴うトイレ・台所・お風呂などの排水設備の工事
- 2 浄化槽を撤去して下水道本管に接続する工事
- 3 くみ取りトイレから水洗トイレへの改造工事
- 4 地下水などの水道水以外の水を使用後に下水道本管に流すための排水設備等の工事

※ 上記以外でご不明な点は、お客様センターへお問い合わせください。

3 審査・工事の実施

- (1) お客様センターでは、提出された「排水設備等工事台帳」について審査を行います。
- (2) 審査の結果、内容に不備がなければ指定工事店による排水設備の工事が開始されます。

4 工事完了の検査

- (1) 排水設備の工事が完了したら、工事の完了の日から5日以内にお客様センターにその旨を届け出てください。
- (2) 届け出を受けたお客様センターは、工事完了の検査を行います。

完了検査の流れは、

- ①指定工事店を通じてお客様センターに「排水設備等工事台帳」を提出
- ②検査日の予約
- ③検査日にお客様センターが現地確認

なお、完了検査に合格した場合は「検査済証」が交付されます。

<検査済証>



5 下水道の使用開始

排水設備工事の完了検査に合格した場合、提出された「排水設備等工事台帳」が下水道の使用開始届出書となり、水道料金と併せて下水道使用料が徴収されます。

なお、下水道使用料は検査合格の日から発生しますので、検査合格後に下水道を使用しない場合は、「給水（排水）使用休止届」をお客様センターに提出してください。

また、使用を再開する場合は、「給水（排水）使用開始申込書」をお客様センターに提出してください。

V 「排水設備等工事台帳」の記載要領

「排水設備等工事台帳」の表面は、使用者（申請者）および指定工事店が次のとおり記載します。

排水設備等工事台帳

		お客様番号							
		量水器番号							
設計	課長	課員	審査	完了	課長	課員	審査		
排水設備等工事計画確認（変更）申請書 排水設備の工事について、鯖江市下水道条例第5条の規定により次のとおり申請します。 年 月 日 鯖江市長殿				設置場所 鯖江市					
申請者 住所 ふりがな 氏名 TEL				排水設備等工事完了届出書 排水設備の工事が完了したので、鯖江市下水道条例第6条第1項の規定により届け出ます。 年 月 日 鯖江市長殿 申請者氏名					
使用者 住所 ふりがな 氏名 TEL				排水設備等工事の完了検査 鯖江市下水道条例第6条第2項の規定により検査済証を交付してよろしいか。 交付年月日 年 月 日					
土地所有者 住所 氏名				検査済証番号 検査 工事完了時に記載					
下水道指定工事店 住所 氏名(名称) TEL 責任技術者				使用開始届出書 鯖江市下水道条例第14条第1項第1号の規定により、下記のとおり届け出ます。 なお地下水使用の排水量算定については市認定量に従います。 申請年月日 年 月 日 申請者氏名					
工事種別	新設・増設・改築・建替・その他（ ） 汲取便所改造・浄化槽（合併・単独）廃止			使用開始年月日	新規開始日	年	月	日	賦課済
建物用途		建築確認番号		区域	公共・農集（	地区）	賦課月	A・B	
用水の種類	上水道・地下水・他（	使用人員	人	専用メーター番号		認定水量	㎡/2か月		
除害施設名称				料金システム入力	賦課確認	受付			
公共ます	設置状況	有・無（設置申込済・未）			入力	年月日	入力	年月日	
	口径	Φ200・Φ300・Φ450・Φ700							
	取替計画	有・無							
	接続	接続中・今回接続							
土地の状況	更地・他（			備考・摘要					
受益者負(分)担金	賦課済：賦課年月	年	月	調査					
	未賦課：賦課予定年月	年	月						
	納付済・納付中・未納								

□：使用者（申請者）が記載

□：下水道指定工事店が記載

《申請時》

記載者	記載する箇所
使用者（申請者）	「排水設備等工事計画確認（変更）申請書」 「申請者」「使用者」「土地所有者」
指定工事店	「下水道指定工事店」「工事種別」「建物用途」 「建築確認番号」「用水の種類」「使用人員」 「除害施設名称」「公共ます」

《工事完了時》

記載者	記載する箇所
使用者（申請者）	「設置場所」「排水設備等工事完了届出書」 「使用開始届出書」

なお、「排水設備等工事台帳」の裏面は、申請時に指定工事店が、「平面図」や「設置場所付近見取図」などの「排水設備等設計図」を記載します。